

宮崎県公報

令和3年9月27日(月曜日) 第 241 号

発 行 宮

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 44,400円

| 目 | 次 |
|---|---|
|---|---|

| ○土地改良区の役員の退任の届出 (2件) | (農村整備課) | 3 |
|----------------------|---------|---|
| ○ 押古計画の亦再図書の写しの経覧 | (拟古計画細) | 9 |

頁 ○都市計画の変更図書の写しの縦覧・ ○入札公告 -----3

内水面漁場管理委員会指示

○土地改良区の役員の就退任の届出(3件)・・・・・(農村整備課)1 ○漁業法に基づく指示・・・・・・・・・・ 5

宮崎県告示第 722号

都市計画法 (昭和43年法律第 100号) 第63条第1項の規定により 、平成25年宮崎県告示第 123号による川南都市計画下水道事業の事 業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年9月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 施行者の名称
 - 川南町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 川南都市計画下水道事業 川南公共下水道
- 3 事業施行期間

平成9年9月18日から令和7年3月31日まで

4 事業地

収用の部分

川南町大字平田字隠山の一部(削除)

使用の部分

川南町大字平田字後牟田、字仏坂、字白坂谷、字垂門の一部 (追加)

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第17項の規定により 、宝光院土地改良区(小林市)の役員の就任及び退任について次の とおり届出があった。

令和3年9月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

| 役 | 名 | | 氏 | 名 | | 住 所 |
|---|---|---|---|---|---|--------------|
| 理 | 事 | 谷 | | 和 | 巳 | 小林市細野4659番地2 |
| 理 | 事 | 西 | 田 | 達 | 也 | 小林市細野3041番地1 |
| 理 | 事 | 重 | 永 | 敏 | 宏 | 小林市細野5382番地2 |

| | | | | | | Γ |
|---|---|-----|---|---|--------------|---|
| 理 | 事 | 内 永 | | 悟 | 小林市細野4445番地1 | |
| 理 | 事 | 開尾 | | 茂 | 小林市細野4911番地5 | |
| 理 | 事 | 大牟田 | 俊 | 子 | 小林市細野4007番地 | |
| 監 | 事 | 松元 | 俊 | _ | 小林市細野5074番地3 | |
| 監 | 事 | 瀬戸山 | 博 | 好 | 小林市細野4000番地 | |

(任期:令和5年3月31日まで)

2 退任した役員

| 役 | 名 | | 氏 | 名 | | 住 所 |
|---|---|----|----|---|---|---------------|
| 理 | 事 | 谷 | | 和 | E | 小林市細野4659番地2 |
| 理 | 事 | 西 | 田 | 達 | 也 | 小林市細野3041番地1 |
| 理 | 事 | 東 | 園 | | 節 | 小林市細野2861番地2 |
| 理 | 事 | 内 | 永 | | 悟 | 小林市細野4445番地1 |
| 理 | 事 | 開 | 尾 | | 茂 | 小林市細野4911番地5 |
| 理 | 事 | 徳 | 永 | 光 | 治 | 小林市細野4567番地10 |
| 監 | 事 | 新 | 竹 | | 明 | 小林市細野1704番地2 |
| 監 | 事 | 大车 | 半田 | 俊 | 子 | 小林市細野4007番地 |

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第17項の規定により 、保揚枝原土地改良区(小林市)の役員の就任及び退任について次 のとおり届出があった。

令和3年9月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県公報

| 1 就 | 任しか | こ役員 | Į | | | |
|-----|-----|-----|----|---|---|----------------|
| 役 | 名 | | 氏 | 名 | | 住 所 |
| 理 | 事 | 今別 | 削府 | 泰 | 志 | 小林市真方5641番地1 |
| 理 | 事 | 海 | 蔵 | 初 | 明 | 小林市東方6103番地の62 |
| 理 | 事 | 大 | 部 | 実 | 男 | 小林市真方3742番地の3 |
| 理 | 事 | 鸙 | 野 | 弘 | 行 | 小林市東方6249番地1 |
| 理 | 事 | 今另 | 削府 | 勝 | 秋 | 小林市北西方5788番地 |
| 理 | 事 | 鸙 | 野 | 義 | 春 | 小林市東方6259番地2 |
| 監 | 事 | 吉 | 薗 | 和 | 文 | 小林市真方3912番地 |
| 監 | 事 | 相 | 塲 | 克 | 幸 | 小林市真方3898番地6 |

(任期:令和5年3月31日まで)

2 退任した役員

| 役 | 名 | | 氏 | 名 | | 住所 |
|---|---|----|----|---|---|----------------|
| 理 | 事 | 今別 | 川府 | 泰 | 志 | 小林市真方5641番地1 |
| 理 | 事 | 海 | 蔵 | 初 | 明 | 小林市東方6103番地の62 |
| 理 | 事 | 大 | 部 | 実 | 男 | 小林市真方3742番地の3 |
| 理 | 事 | 鸙 | 野 | 弘 | 行 | 小林市東方6249番地1 |
| 理 | 事 | 今另 | 间府 | 勝 | 秋 | 小林市北西方5788番地 |
| 理 | 事 | 鸙 | 野 | 義 | 春 | 小林市東方6259番地2 |
| 監 | 事 | 吉 | 菌 | 和 | 文 | 小林市真方3912番地 |
| 監 | 事 | 相 | 塲 | 克 | 幸 | 小林市真方3898番地6 |

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第17項の規定により、五十鈴土地改良区(門川町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和3年9月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

| 役 名 | 氏 | 名 | 住 所 |
|-----|-----|----|--------------------------|
| 理事 | 米 良 | 成志 | 東臼杵郡門川町大字門川尾末3873 番地1 |

| • | - | | _ | • | 1 104 | |
|---|---|---|---|----|-------|-------------------------|
| 理 | 事 | 松 | 本 | 邦 | 彦 | 東臼杵郡門川町大字川内6349番地 |
| 理 | 事 | 小 | 野 | 徹 | 雄 | 東臼杵郡門川町大字門川尾末5600番地 |
| 理 | 事 | 金 | 丸 | 直 | 利 | 東臼杵郡門川町大字門川尾末2810番地 |
| 理 | 事 | 抽 | 村 | 敏系 | 広 | 東臼杵郡門川町大字門川尾末2601番地 |
| 理 | 事 | 米 | 良 | 静 | 雄 | 東臼杵郡門川町大字門川尾末3884番地 |
| 理 | 事 | 峰 | | 学 | 夫 | 東臼杵郡門川町大字川内6976番地 |
| 理 | 事 | 柴 | 田 | 宗 | 人 | 東臼杵郡門川町大字川内6906番地 |
| 理 | 事 | 岩 | 切 | 栄 | = | 東臼杵郡門川町大字川内7686番地 |
| 監 | 事 | 太 | 田 | 民 | 雄 | 東臼杵郡門川町大字門川尾末20番地2 |
| 監 | 事 | 安 | 田 | 正 | 光 | 東臼杵郡門川町宮ヶ原1丁目 172 番地 |

(任期:令和6年5月30日まで)

2 退任した役員

| 役 | 名 | | 氏 | 名 | | 住 所 |
|---|---|---|---|----|---|--------------------------|
| 理 | 事 | 米 | 良 | 成 | 志 | 東臼杵郡門川町大字門川尾末3873 番地1 |
| 理 | 事 | 松 | 本 | 邦 | 彦 | 東臼杵郡門川町大字川内6349番地 |
| 理 | 事 | 小 | 野 | 徹 | 雄 | 東臼杵郡門川町大字門川尾末5600 番地 |
| 理 | 事 | 金 | 丸 | 直 | 利 | 東臼杵郡門川町大字門川尾末2810 番地 |
| 理 | 事 | 吉 | 村 | 繁絮 | 広 | 東臼杵郡門川町大字門川尾末2601 番地 |
| 理 | 事 | 安 | 田 | 精 | _ | 東臼杵郡門川町大字門川尾末3966 番地 |
| 理 | 事 | 小 | 邑 | | 東 | 東臼杵郡門川町大字川内6972番地 5 |
| | | | | | | |

| | | | | | | I 15 7 7 1 | • |
|---|---|---|---|---|---|-------------------------|---|
| 理 | 事 | 岩 | 切 | | 進 | 東臼杵郡門川町大字川内6830番地 | |
| 理 | 事 | 炭 | 倉 | | 清 | 東臼杵郡門川町大字川内7798番地 | |
| 監 | 事 | 太 | 田 | 民 | 雄 | 東臼杵郡門川町大字門川尾末20番 地2 | |
| 監 | 事 | 津 | 野 | 崇 | 彦 | 東臼杵郡門川町南ヶ丘1丁目 105 番地 | |

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第17項の規定により 、石山土地改良区(都城市)の役員の退任について次のとおり届出 があった。

令和3年9月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

| 役 | 名 | 氏 | 名 | 住 所 |
|---|---|-----|---|-----------------|
| 理 | 事 | 天神原 | 修 | 都城市高城町石山1135番地口 |

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第17項の規定により 、長田土地改良区(三股町)の役員の退任について次のとおり届出 があった。

令和3年9月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

| 役 | 名 | j | 氏 | 名 | | 住 所 |
|---|---|---|---|---|---|------------------------|
| 理 | 事 | 河 | 野 | Ī | 武 | 北諸県郡三股町大字長田5439番地 1 |

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年9月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 2 都市計画の種類及びその名称 串間都市計画下水道 串間公共下水道
- 3 縦覧場所 宮崎県県土整備部都市計画課 宮崎県串間土木事務所

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和3年9月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 件 名 県警WAN用サーバ機器の賃貸借及び保守
- (2) 借入物品及び数量 県警WAN用サーバ機器一式
- (3) 借入物品の特質等 仕様書のとおり
- (4) 契約期間 令和4年3月1日から令和9年2月28日まで
- (5) 納入場所 宮崎市旭1丁目8番28号 宮崎県警察本部情報管理課
- (6) 要求所属 宮崎県警察本部情報管理課
- (7) 入札方法 (2)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料(保守料を含む。)の1月当たりの単価に契約期間月数を乗じて得た金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 契約に係る特約事項
- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(4)の契約期間において、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合は、本件契約を解除するものとする。
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格 この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を 全て満たす者とする。
- (1) 令和3年宮崎県告示第 116号に規定する資格を有する者であること。
- (2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- (3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
- (4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- (5) 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること、又は(2)から(4)までを履行できる者と共同して当該物品を貸付けることが可能であることを証明した者であること。
- (6) 経営者等(法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。)が、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。)である者又は暴力団若しくは暴力団員が

宮崎県公報

経営を支配し、若しくは利用している者でないこと。

- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第 154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第 225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされてない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。
- 4 入札参加資格等の審査

入札に参加しようとする者は、競争入札参加申請書を令和3年11月15日(月)午後5時までに下記12の場所に提出しなければならない。提出方法については、持参又は送付(書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。)により提出(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)すること。また、納入する物品が仕様を満たしているか、令和3年10月18日(月)午後5時までに要求所属へ提出(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)し、要求所属の審査を受けること。

入札参加申請後に、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書類で入札の前日までに提出すること。なお、提出された書類について説明を求められた時は、これに応じなければならない。

- 5 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目 8 番28号
- (2) 期間 令和3年9月27日(月)から令和3年11月16日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 6 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 令和3年9月27日(月)から令和3年10月18日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)※郵送により入札説明書及び仕様書の交付を受ける場合は、交付を受けたい者の費用負担により、着払い送付の方法により交付を行う。
- 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室 宮崎市旭1丁目8番 28号
- (2) 期限 令和3年11月17日(水)午前11時00分 **※**送付にあっては、令和3年11月16日(火)午後5時00分までに必着とする
- (3) 方法 持参又は送付(書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。)
- 8 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室
- (2) 日時 令和3年11月17日(水)午前11時00分
- 9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則 第2号)第 100条の規定による。

- 10 入札の無効に関する事項 宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。
- 11 落札者の決定の方法 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 12 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号郵便番号 880-8509 電話番号0985 (31) 0110

- 13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 14 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づ く政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情 検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、 調達手続の停止等があり得る。
 - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
 - (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Lease of Prefectural Police WAN server equipment, 1 set
 - (2) Time limit for tender 5:00 p.m. 15 November, 2021
 - (3) Contact point for the notice: Accounting Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1 8 28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する

令和3年9月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - 調理実習台一式 42セット
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橘通東 2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日 令和3年9月6日
- 4 落札者の氏名及び住所 大和冷機工業株式会社 九州法人営業部 宮崎市新城町24番地
- 5 落札金額

30,085,000円

6 一般競争入札の公告を行った日 令和3年7月26日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する

令和3年9月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 調理実習台一式 42セット
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橘通東 2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日 令和3年9月13日
- 4 落札者の氏名及び住所

株式会社マルゼン 宮崎営業所 宮崎市大淀1丁目2番23号

5 落札金額

29,590,000円

6 一般競争入札の公告を行った日 令和3年8月2日

内水面漁場管理委員会指示

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 160号

漁業法(昭和24年法律第 267号)第 120条第 1 項及び第 171条第 4 項の規定により、内水面共同漁業権第 4 号の漁場の区域における あゆの採捕を目的とするやな漁業の操業について、次のとおり指示する。

令和3年9月27日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 田 代 一 洋

(定義)

1 この指示において「やな」とは、竹、石、木等を利用し、遡河 魚類(あゆを含む。)の通路を遮断して水産動植物を採捕する漁 具漁法で、遮断部である堰と魚捕り部である棚(以下「落簀」と いう。)とにより構成されるものをいう。

(漁場及び統数制限)

- 2 内水面共同漁業権第4号の漁場の区域におけるあゆの採捕を目的とするやな漁業(以下「あゆやな漁業」という。)を操業できる漁場は、次に掲げる漁場で1統とする。
 - ァ 延岡市大貫町 大貫地先

(行使内容の事前届出)

3 漁業権者は、操業開始日の5日前までに、あゆやな漁業の行使 予定内容を宮崎県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」という 。)に届出なければならない。

(操業期間)

4 あゆやな漁業の操業期間は、令和3年10月1日から令和3年12 月5日までの間の延べ45日以内とする。

(採捕管理義務)

5 漁業権者は、操業期間中、あゆやな漁業における採捕状況を確認し、採捕があった場合は、採捕があった日の翌日までに採捕実績を委員会に報告しなければならない。なお、採捕がない場合であっても、少なくとも10日ごとに確認状況を報告しなければならない。また、操業期間終了後は速やかに操業期間中の採捕実績を取りまとめて、委員会に報告しなければならない。

(増殖義務)

6 漁業権者は、別途指示する第5種共同漁業権に係る増殖指示量に加え、委員会が別に定める量のあゆを放流しなければならない

なお、放流サイズは、あゆ種苗1尾当たり3グラムから10グラムとする。

7 漁業権者は、令和4年6月30日までに本指示に基づくあゆの放 流に関する実績報告書及び漁業権行使料の積算内訳書を提出しな ければならない。

(指示の有効期間)

8 この指示の有効期間は、令和3年9月27日から令和4年6月30 日までとする。